

令和2年9月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年9月24日（木）午前10時
- 2 招集場所 第3委員会室
- 3 出席者 教育長 大場 健哉  
教育長職務代理者 高橋 明子  
二番委員 荒 明 美恵子  
四番委員 遠 藤 一 幸
- 4 出席職員 教育部長 江 花 一 治  
教育総務課長 大 瀧 浩 信  
学校教育課長 武 藤 幸 意  
生涯学習課長 植 村 泰 徳  
文化課長 松 崎 裕 美  
中央公民館長 栗 城 由 紀  
学校教育課主幹 小荒井 浩  
学校教育課長補佐 油 井 弘 美  
生涯学習課長補佐 高 橋 淳  
文化課長補佐 鈴 木 美智子  
文化課長補佐 山 中 雄 志  
中央公民館長補佐 塚 原 優 郁
- 5 閉 会 午後0時10分

教育長 おはようございます。今日、大森委員は都合があつて欠席ですが、おそろいですので、これから令和2年9月の教育委員会定例会を始めたいと思います。

2番の会期の決定に移りますが、会期につきましては本日1日ということによろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

教育長 では、異議なしということですので、会期は本日1日といたします。

3番、書記の指名に移りますが、書記については、学校教育課の油井補佐をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

<「異議なし」の声あり>

教育長 異議なしでありますので、書記については学校教育課の油井補佐、よろしく願いいたします。

続いて4番の報告事項に移ります。

まず、報告事項として(1)と(2)がありますが、ここについて加除訂正がありましたらお願いいたします。

教育総務課長 加除訂正ございませんので、よろしく願いいたします。

教育長 特にないということですので、最初に行事等の報告に移ります。

事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

前回、8月の定例会開催日の8月6日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり3件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただきました皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上です。

教育長 今、説明があつたように、1ページにあるとおりということですが、ここについて何かご質問等ありましたらお願いいたします。

<「なし」の声あり>

教育長 よろしいですか。では、異議なしということですので、(1)の行事等の報告については、以上のとおりといたします。

では、(2)の教育長の報告に移ります。

最初に報告第7号の共催及び後援の承認について事務局より説明を求めます。

教育総務課長 それでは、報告第7号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして、

8月の定例会以降、共催が2件、後援が13件、合わせて15件を承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

それぞれの内容につきましては、所管課から説明させていただきます。

学校教育課長

それでは、学校教育課分について、共催、後援分をご説明いたします。3ページをご覧ください。

共催の1でございますが、事業名は第68回全会津中学校体育大会駅伝競走大会ということで、本年はコロナウイルス感染症対策ということで、各種大会等が危ぶまれていたところがございますが、本大会については、県大会を実施するという予定で、会津大会も開催されるという運びとなりまして、共催について承認したところでございます。9月3日、会津総合運動公園内特設駅伝コースで開催されております。

なお、結果ですが、本市の第二中学校が男子の部第3位となりまして、県大会に出場する予定になっております。

その下、後援の5番でございますが、令和2年9月12日に吉田俊道さん講演会・いただきます上映会ということで、岩月コミュニティーセンターホールにおいて、有機野菜等に関する活動をしております山都町の長谷川さんが代表として計画された講演会ということで、長崎県にお住まいの吉田俊道さんの講演会、さらなるパネルディスカッションが開催されるということで後援を承認したものでございます。

次ページをご覧ください。10番になりますが、一番下ですけれども、第二小学校の今年度第27回公開授業研究会ということで10月7日に予定されているものでございます。国語の授業についての研究を行っておりまして、「考えの形成」を支える指導の工夫～読み取るための活動、学び合いを通して～ということで、半日になりますが、研究会ということで2つの授業が公開される予定でございます。

次に、5ページの11番でございますが、同じく小学校の研究公開ということで、第一小学校の第39回研究公開が11月6日に開催予定でございますが、第一小学校については朝から一日になりますけれども、研究公開ということで全ての学級が授業公開する予定となっております。講演者として、リーディングスキルの教育のための科学研究所上席 目黒朋子先生の講演を予定しており、後援の承認をしているところでございます。

以上でございます。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管分についてご説明申し上げます。3ページにお戻りいただきたいと思えます。

まず、共催でございますが、2番で事業名が令和2年度福島県高等学校新人体育大会、開催日以下につきましては記載のとおりでございますが、事業の内容につきましては、高校の新人戦のうちボート競技の共催でありまして、高校1年、2年生の新人が参加する新人戦ということでもあります。

次に、後援について申し上げます。生涯学習課、複数ございますので、事業名と内容を申し上げて、開催日以下については記載のとおりということによって省略をさせていただきたいと思えます。

まず、3番の幸楽苑カップ白獅子旗争奪第43回福島県児童ソフトボール大会。これにつきましては、小学生のソフトボールの大会の会津地区予選であります。13チームが参加しまして188人が参加したということで、市内においては3チームが参加したという内容であります。

次ページをお開きいただきたいと思えます。

7番の事業名が令和2年度福島県卓球選手権大会ジュニアの部福島県予選会であります。これについては小中学生を対象とした卓球の大会ということでもあります。

8番が福島県立喜多方桐桜高等学校吹奏楽部第11回定期演奏会であります。

続きまして、9番の事業名が令和2年度全会津中学校新人戦卓球大会兼令和2年度第49回福島県中学校新人卓球大会会津地区予選会ということで、これは中学生の1年生、2年生を対象とする新人戦ということでもあります。

5ページをご覧ください。

12番の事業名が第32回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会であります。これはいわゆる「ふくしま駅伝」と言われているものであります。今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、区間を半分にして実施されるということで、郡山市の開成山陸上競技場から福島県庁までという内容となっております。

14番の事業名がダンスムーブメント2020であります。これにつきましては、児童からシニアの方々が参加をする様々なダンスの発表会という内容であります。

15番の事業名が会津フィルハーモニックウィンズウィンターコンサート2020であります。これにつきましては、楽器の演奏活動を通して、地域の音楽文化の振興を図ることを目的として実施されるものであります。なお、会津フィルハーモニックウィンズという団体ですが、この中には喜多方高校、喜多方桐桜高校の生

徒も多数参加をしている団体ということでもあります。

以上です。

文化課長

文化課分後援についてご説明申し上げますので、3ページにお戻りください。

4番の事業名が座談会「コロナ以後を考える 地域・文化・自然エネルギー」。この座談会につきましては、9月12日に終了しております。大和川酒造の昭和蔵を会場に、講師に福島中央テレビの河田社長、会津電力の佐藤会長、そして北方風土館の赤坂館長の3者で、タイトルにあるコロナ以後の地域・文化・自然エネルギーについて語るという内容でございました。

次に、4ページをご覧ください。6番の事業名につきましては、第168回例会マイ・クロ・シアター公演。本公演については、9月17日に終了しております。NPO法人喜多方子ども劇場が主催するもので、ジャグリング等のパフォーマンスにより子供も大人も楽しめるという内容でございました。

最後の5ページ、13番で、事業名につきましては、第48回福島県写真展、開催日等については記載のとおりです。この写真展は県内在住者または出身者の作品を対象としておりまして、その作品を一堂に展示して、福島県写真文化の向上と発展を図るという目的で実施されるものでございます。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま共催2件、後援13件についての説明がありました。これらについてのご質問等あったらお願いいたします。

遠藤委員

後援の9番、卓球関連ですが、こちら申請者は会津卓球協会長ということで間違いないですか。中学校自体の大会であれば中学校体育連盟ではないかと思いますが、卓球協会でしょうか。

生涯学習課長

後援申請書におきましては、申請者は会津卓球協会、代表者が会長の津田圭一ということで、この事業が申請をされているところであります。

教育長

よろしいですか。申請者がそのような形であります。

ほかにございませんか。

高橋委員

春先から夏場にかけては後援や共催についてすごく少なかったのが今回増えたというのは、新型コロナウイルスの状況はそれとして、自分たちで感染対策取りながら認めていくという形になったと理解してよろしいでしょうか。

教育総務課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

教育長

今、お話があったように、それぞれがコロナ対策をきちんとした上で開催することになっています。中学校の大会等は、先ほど駅

伝がありましたけれども、コロナウイルス感染対策ということできちんと文書上にも明記した上で実施しています。新人戦関係は従来であれば2日間やっていたものを、1日で全て終わるということで、さらに感染対策も取って種目毎に実施することにしており、そういったことを確認したうえで、我々も共催、後援の承認をしています。

ほかにございますか。よろしいですか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

それでは、異議なしということですので、報告第7号についてはこの程度といたします。

続いて、報告第8号に移ります。喜多方市スポーツボランティア制度実施要綱の制定についてということで、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

6ページをご覧いただきたいと思います。

報告第8号喜多方市スポーツボランティア制度実施要綱の制定についてであります。この要綱について下記のとおり制定したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

要綱につきましては、8ページから10ページまでで内容についてお示しをしてありますが、要綱の概要版が7ページになりますので、ここを説明させていただきたいと思います。

まず、1の制定の目的でありますけれども、2行目の後段からになります。誰もがスポーツに関われる場を提供することで、スポーツに親しむ機会を増やし、スポーツに参画する人口の拡大を図るということを目的として制定するものであります。

2の概要でありますけれども、(1)から(5)について説明を申し上げます。

まず、(1)のスポーツボランティアの方々の活動内容でありますけれども、市内で行うスポーツあるいはレクリエーションの運営業務の補助員ということになります。

このスポーツ、レクリエーション等でありますけれども、市内で行われる各種スポーツ大会、市民野球大会、市民ソフトボール大会という各種のスポーツ大会やスポーツイベント、この中にはウォーキングなども含まれております。そういったスポーツ、レクリエーションの運営の補助をしていただきたいということです。

(2)の要件でありますけれども、満15歳以上、中学生を除きます。市内に在住、在学、在勤をしている方でスポーツ、レクリエーション活動ができる者、ただし18歳以下の者が登録する場合には保

護者の承諾を必要とするとしています。

(3)のスポーツボランティアの登録ということですが、7ページが一番下の図も見ていただきながら説明をします。まず、教育委員会が登録希望者から申請書を確認いたします。下の図だと、①申請となっております。(2)で説明をしました要件を満たすことができれば登録後、登載をします。最後、このスポーツボランティア登録者として、教育委員会から登録証の交付をする③になります。

その後、(4)のスポーツボランティアの派遣ということですが、実際どのような形になるのかということですが、ボランティアの派遣を依頼しようとする者、下の図で依頼者と四角の囲みの右、上のほうにあります。この依頼者が教育委員会に書類を提出して、審査を受ける。教育委員会が認めるときには、登録者の情報を提供するという、これが④になります。依頼者は、登録者に参加の可否を確認するなど登録者との調整を行う。これが⑤になります。こういった中で行っていきます。まず、依頼者でありますけれども、これは喜多方市教育委員会、公益財団法人喜多方市体育協会が主催、または共催をするスポーツ、レクリエーション等の事業の実施団体等ということになります。

(5)で依頼者、ボランティアをお願いする方については活動に関わる傷害保険等に加入する。そのほか、安全を担保するために必要な経費は、依頼者が負担をするという中身であります。この実施に当たりまして、10月の市広報にこの制度の制定と募集ということで掲載したいと考えております。

なお、この制度によりまして登録する方、見込みでありますけれども、これまでウォーキングなどにおきましては、市内の高校生がボランティアに申出をして何名かお手伝いを頂いていたこともあります。それからスポーツ推進員がおりますけれども、個人の都合でスポーツ推進員を続けられないという方が、時間の空いたときに個人も楽しみながら、スポーツのイベントに協力していくという場面もあつたらいいなというお話も頂戴しておりますので、元スポーツ推進員の方々などもこれに参加をしていただけるのではないかと考えてもおります。そういったことで、この制度について実施をしてまいりたいと考えております。

以上です。

教育長

ただいま、スポーツボランティア制度について説明がありましたが、ここについてご質問、ご意見等あつたらお願いいたします

荒明委員

質問ですが、目的のところ、誰もがスポーツに関われる場を提供するという文言があるんですが、これはあくまでもスポーツ

ボランティアの方々に関する内容ですよね。しかも、条件がスポーツボランティアの要件が書いてあって、スポーツ、レクリエーション活動ができる者という要件が書いてあるのに、目的のところには誰もがというのが、疑問に思うんですけども、この点についてご説明をお願いします。

生涯学習課長 要件のところでは、確かに15歳以上ということでありませけれども、市民の方皆さんがこういった目的に沿うような形ということでの目的を制定して、その中で要件、参加登録できる要件としてはここに示した形にしたという考えであります。

荒明委員 年齢的なことではなくて、スポーツ、レクリエーション活動ができる者と要件に書いてあるので、そういうことは苦手だけれども、他に何か協力できることがあれば参加したいという人は、該当にならないのかという意味です。目的には誰もがと書いてあるので要件と合わないのでは思い、質問しました。

生涯学習課長 すみませんでした。ここに参加できる方というのは、スポーツ、あるいはレクリエーションというところに活動ができる者ということで、スポーツとかレクリエーションそのものをできるということではなくて、そこに関わることができる方という認識しております。

荒明委員 そうだとすれば、このスポーツ、レクリエーションができる者という文言だと、誤解を受けてしまうのではないかなど。年齢的なものが合えば、誰でもいいわけですよね。

教育長 できなくてもいいって言ったらおかしいけれども、そういう方でもいいということで解釈していいのですか。

生涯学習課長 7ページの概要版にした際の文言の整理が良くなかったかと思いますが、8ページのところを見ていただきますと、第3条で喜多方市及び教育委員会が主催または共催するスポーツ、レクリエーション等の運営補助に無償で協力をし、第4条の真ん中辺りにボランティアとして活動ができる者ということとしておりますので、このところで誰もが参加できるという認識であります。

教育長 よろしいですか。

荒明委員 私が気になったのは、例えばどこかのスポーツチームで指導者が足りないので、例えばバレーボールでも何でもいいんですけども、協力できる人をお願いしたいというときに、こういう制度を利用するという形なのかなと思ったんです。でも、この中で誰もがスポーツに関われる場を提供するというのが目的になっているのであれば、指導するは難しいんですけども、何か補助するような、運営補助、運営という漠然とした表現なので、どの程



度のことができる人が、スポーツボランティアとして登録を認めてもらえるのかなと思ったものですから、その辺のことを教えてください。

生涯学習課長 8ページの、どの程度の方がということですが、7ページですと2の(1)にスポーツ、レクリエーションの運營業務の補助員ということで、あくまで登録されている方が指導員で登録するというのではなくて、運営に関わる補助ということで、その中には様々な業務があると考えています。

教育長 スポーツボランティアなので、スポーツ指導者ではない。けれども、それも含まれるのか。

だから、7ページの2の(2)のスポーツボランティアの要件に書いてあるスポーツ、レクリエーション活動ができる者というのは、そういった活動全般、いわゆるいろいろ物運びも含めて、それができる者という解釈だと思う。例えば、バスケットボールができるとか、そういうことではない。幅広くそういった活動全般にわたり、いろいろな部署で担当できる、スポーツそのものだけを指しているものではないということになります。

荒明委員 そうだとすれば、このスポーツ、レクリエーション活動ができる者と書くよりは、スポーツ、レクリエーション活動の補助ができる者とすれば幅広くなるのではないのかなと、誤解もなく目的の誰もがということにも合うのではと思いました。

以上です。

生涯学習課長 今回の、7ページの表現ですけれども、8ページの第4条がごさいます。制度に登録できる者は市内に在住、在学、在勤、ボランティアとして活動ができる者ということでありますので、7ページについては訂正をいたします。

教育長 表現は少し改めたほうがいいですね。

ほかにございますか。

高橋委員 具体的なシーンを考えていて、今の荒明委員のお話を聞いていて、例えば蔵のまちマラソン大会の係員として支所で何名とか、公民館で協力できる人いませんかのようなときに、しょうがないからという感じで出ていたことがあったんですけども、その辺をこのボランティアの方をお願いできるという形になればいいのかなと思います。そうすると、走れない人ももちろん受付とかできるし、外で一日立っていても大丈夫な方はそういった活動をするということで、登録の仕方に何段階かグループがあって、例えば講師の人材育成を昔やっていたけれども、そのような感じで自分はどんな活動ができるかという形で登録するというように感じました。そこで質問ですけれども、登録者と依頼者のコ

ーディネートのようなことはスポーツ振興係で行うんですか。それとも、ボランティアの登録者の中で何か一つの組織みたいなのがあって、そこでコーディネートする人というのができるのかどうか、教えてください。

生涯学習課長

ボランティアに登録された方々がどういったことができるのかということも、登録する際にいろいろお話をさせていただきたいと思います。また、依頼者からボランティアの方をお願いするに当たっては、どんな事業の中身で、どういった方々をボランティアとして希望しているのかということもあろうかと思えますので、そこは教育委員会と依頼者の間は、教育委員会で調整をしたいと思います。

教育長

よろしいですか。

高橋委員

これは、登録者は教育委員会で把握をしていて、依頼者も喜多方市や喜多方市教育委員会と依頼者のところに書いてあるので、喜多方市教育委員会の主催や事業などで喜多方市教育委員会に申請するという形になるんですか。

生涯学習課長

市の教育委員会が主催というものがあればそうでないこともあろうかと思えます。ただ、市が主催に入るけれども、実際は実行委員会が行うとか、そういったことも考えられますので、依頼者については様々な形があろうかと思えます。

高橋委員

スポーツのボランティアについては、ずっと前から振興計画などで、指導者やボランティアの育成や確保とずっと言ってきたことが、一つボランティアという面で進んでよかったなと私は思ったんですけども、色々な人が沢山登録していただきたいというのは、もちろんあるんですけども、それをうまく活用するのが難しい。今まで色々な人材登録をしてきて思っていたんですが、登録したけれども、全然声がかからないというボランティアが、今まで沢山ありましたので、そういうのはもったいない気もするので、ぜひ依頼するほうにも登録する方にも、そういった宣伝の機会というか、理解していただく機会を増やしていただくことをお願いしたいと思えます。

もう一つが、ボランティアだから、ただだからという意識は、今はもうないと思うんですけども、例えば先ほどのスポーツ推進員の方は有償で活動されている方がいて、それから市の職員も出勤されている方がいて、その中でボランティアという形というのは、うまくいくかどうかということがあるので、その辺の意識づけ、ボランティアとして活動していくその意識というのを、先ほど高校生というお話がありましたけれども、私は高齢者の方にもぜひ、こういうところで自分の活躍する場所があるんだとい

うところを広く知っていただいて、その分安心、安全に活動ができるという、その辺の周知というか、広報に出すとおっしゃっていましたが、分かりやすく広めていただきたいと思いました。

保険についても色々な保険があって、移動のときに大丈夫かとか、そのときだけなのかとか、いろいろあると思うんですが、そういったところも安心できるように参加者、登録する人にはちゃんと周知してほしいと思いました。

教育長

それから、交通費はどうなるのでしょうか。  
最初の2つは要望ということによろしいですか。  
交通費についてどうですか。

生涯学習課長

要綱にも示してございますけれども、8ページの第3条に「スポーツ、レクリエーション等の運営補助に無償で協力し」と規定しておりますので、交通費については考えていないところであります。

教育長

ということですので、交通費は出ないことになります。  
もう一つ、私からも確認したいんですが、今の質問と若干関係あるんですが、そのスポーツ、いわゆる事業毎に募集するというのでいいんですか。

生涯学習課長

それぞれ主催、共催団体がありますので、それぞれの事業毎にということ想定しております。

教育長

そこが、先ほど言った高橋委員との兼ね合いで、結局最初にスポーツに関係なく募集して登録制度で名前を並べて、そのスポーツ毎に、誰々さんお願いしますってこちらから言うのか、例えば何かの事業があって、そのためにボランティアを募集するのか。それによって、全然流れが違いますよね。

生涯学習課長

ボランティアの登録については、一度に登録を進めていくという考えでおります。

教育長

あくまでも、登録は最初にするという、人材バンクみたいなもの、ボランティアバンクですね。分かりました。

よろしいですか。

高橋委員

先ほど申し上げたんですが、やはりコーディネートする人というのが、スポーツ振興係にいるのか、外部かどうかは別として、やはり登録する人にもそうですし、依頼する側にもそれをつなぐ人がいて、最初のうちは特にうまくつながるように働きかけないと、登録はしたけれども、声がかからなかったというようになってしまう気がするので、その辺を考えていただきたいと思います。

教育長

その辺はやはり考えて進めなければいけないので、よろしくお

願います。ご意見ということで承ります。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

それでは、異議なしということで、今色々ご質問等もありましたが、それらも含めて運営には改善を図りながら進めていただきたいと思います。

それでは、報告第8号についてはこの程度とします。

続いて、5番の審議事項に移ります。

内容に入ります前に、事務局より加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

こちらについても、特に加筆訂正等ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長

加筆訂正なしということでありますので、始めに議案第31号を取り上げます。

喜多方市教育振興基本計画の実施状況に係る諮問についてということで、事務局より説明をお願いします。

教育総務課長

それでは議案第31号を説明させていただきますので、11ページをお開き願います。

喜多方市教育振興基本計画の実施状況に係る諮問につきましては、喜多方市教育振興基本計画審議会条例第1条の規定に基づき、令和元年度における喜多方市教育振興基本計画の実施状況について意見を求めるため、喜多方市教育振興基本計画審議会へ諮問したいとするものでございます。

こちらにつきましては、後ほど協議事項でご協議いただきますけれども、点検評価の内容につきましていわゆる外部評価といたしますか、学識経験者を有する審議会へ諮問いたしまして、意見を求めたいとするものでございます。

なお、審議会の委員につきましては、8月の定例会でご議決いただきました会津大学の教授を始めとする12名の委員から構成されております。

以上でございます。

教育長

ここについて、ご意見、ご質問あればお願いします。特にございませんか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

それでは、ご異議なしということでありますので、議案第31号喜多方市教育振興基本計画の実施状況に係る諮問については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第32号を取り上げます。

喜多方市少年センター補導員の解嘱及び委嘱について、事務局

より説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号喜多方市少年センター補導員の解嘱及び委嘱についてであります。これにつきましては、補導員の異動に伴い解嘱し、その残任期間について新たに委嘱したいとするものであります。喜多方市少年センター条例施行規則第2条の規定に基づき、補導員を下記のとおり解嘱及び委嘱したいとするものであります。

1の解嘱する補導員の氏名、解嘱日、任期につきましては、記載のとおりであります。

2の委嘱する候補者であります。氏名及び委嘱日につきましては、記載のとおりであります。任期につきましては、今ほど申し上げましたとおり残任期間ということであります。委嘱の日から令和3年3月31日までとしたいとするものであります。

以上です。

教育長

ただいま説明ありましたが、この内容につきましてはご意見、ご質問等あればお願いします。よろしいですか。

<「異議なし」の声あり>

教育長

それでは、ご異議なしということですので、議案第32号喜多方市少年センター補導員の解嘱及び委嘱については原案のとおり可決することといたします。

以上で審議事項は終わりたいと思います。

続いて、協議事項に移りますが、内容に入ります前に事務局より加筆訂正あったらお願いいたします。

教育総務課長

こちらにつきましても特にございませんので、よろしく願いいたします。

教育長

加筆訂正は特にないということですので、協議第1号を取り上げます。

令和元年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価について、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

こちらにつきましては、8月の定例会に引き続き協議をいただくものでございまして、8月定例会の際には教育基本振興計画の基本目標の1から3まであるうちの基本目標2と3につきましてご説明させていただきまして、基本目標2につきましては質疑まで行ったところでございます。

本日は、まず基本目標1に関する評価についてのご説明をさせていただきまして、その後ご質問やご意見を頂きたいと思っております。それが終了次第、8月でできませんでした基本目標3に関す

るご質疑、ご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なお、8月定例会の際に、指標関係の実績値や進捗達成状況等につきまして、分かりづらいというご意見を頂きました。事前送付した基本目標1に関する評価の1ページをお開きいただきたいと思っております。真ん中ほどに実績値がございまして、前回までは目標値に対しての進捗状況という計算式が分かりづらいということがございまして、今回は右側にある現状値、中間目標値、目標値に対し、現在の令和2年もしくは平成31年の実績が、それぞれどのような進捗状況にあるかという形で、単純に割って掛ける100で、例えば同じですと100%とか、伸びていれば111%というように、分かりやすいようにさせていただきましたので、後ほどご意見等頂ければと思っております。

基本目標1について担当課からご説明いたします。

学校教育課長

それでは、基本目標1について説明させていただきます。

ただいま、教育総務課長から説明がありました薄い資料ですが、学校教育課関係部分というところを中心に説明させていただきますと思っております。

なお、附属資料として厚い冊子になっておりますけれども、重点事業に関する評価ということでまとめたものは、お手元にあるものと思っておりますので、後ほどご覧になっていただければと思っております。

学校教育課分の点検評価に関しましては、基本目標1ということで振興基本計画に掲げられております全ての子供の生きる力を育むという基本目標1を目指して、これまでも各種事業を実施してきているところでございます。

1ページ目に、今ほど説明がありました指標の実績値ということで、振興基本計画に設定した指標を記載してございますが、指標については6つございます。それぞれ、この指標を基に後ほどご説明いたします基本目標全体に関する評価に対しての参考の資料として活用させていただきましたので、1ページに戻ることが多くなりますが、ご覧いただければと思っております。

2ページをお開きいただきたいと思っておりますが、総合評価ということで真ん中から下の部分から2ページ、3ページ、4ページにかけて記載がございまして、施策目標に関する評価の概況として、それぞれの目標に対しての課題と成果ということをもとめていただいております。全部説明したいところではございますが、簡潔に説明したいと思っておりますので、4ページの下から5行目から、基本目標に関する評価という記載がございまして、ここ

から、4 ページ、5 ページ、6 ページにかけて、最後の3 ページ部分を説明することで、全体的な説明とさせていただきたいと思ひます。

4 ページの下から5 行目の基本目標に関する評価をご覧いただきたいと思ひます。全ての子供の生きる力を育むという目標に対しては、子供たち一人一人の個性を大切にしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな心身の育成など、社会の変化に対応しながらたくましく生き抜いていく力を育てていくことということで、平成29年から策定されているものであります。この基本目標1を達成するために、それぞれの生きる力としての資質・能力というものを3つ規定してございまして、それぞれ記載がございませけれども、「全ての学習の基盤として生まれ、活用されるために必要な資質・能力」「よりよい社会づくりのために必要な資質・能力」、5 ページに参りますが「社会の変化に対応できる資質・能力」の3つから捉えることとして行ってまいりましたので、記載事項に関しましては、この3つに関しまして、1つ目、2つ目、3つ目ということで記載をしているものでございませ。

なお、こちらのそれぞれの必要な資質・能力につきましても、振興基本計画の24ページに記載しているものですので、後ほどご覧になっていただければと思ひます。

説明を続けます。1つ目の資質・能力として捉えたいもの、全ての学習の基盤として生まれ、かつそれらの資質・能力ということにつきましても、自尊心や自己肯定感を持つことが、学習に対する意欲や主体性の基盤となること及び夢や目標を持つことが、その達成に向け努力したり様々な困難を乗り越えようとするに対して有効に働く要素であると捉えることとしていることから、1 ページに戻っていただきますが、指標としては一番上の「自分にはよいところがある」と回答した割合、下から2番目の「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合、この2つを指標とすることとしておりました。

しかし、残念ながら今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、1 ページの実績値のところ、大きく令和2年度実績なしと記載してありますけれども、全国学力・学習状況調査そのものが実施されなかったため、この2つの指標についての実績値で評価することができなかったわけですが、現状値を実績値ということで、平成31年度と比較してみると、一番上の指標「自分にはよいところがある」と回答した割合については、小学校は増加傾向、中学校は横ばいの結果ということでありました。そのため、中学校においては授業における教師の声かけを意図的に増やすなどの取

組が、さらに必要であると感じているところがございます。

指標の下から2番目にございました「将来の夢や目標を持っている」と回答した割合についても、同じように現状値と実績値の比較をした場合、小中学校ともに横ばい傾向でありましたけれども、中学校においては単なる職場体験の実施だけでなく、将来の生活や社会と関連づけたキャリア教育のさらなる充実を図るなどの学習の基盤となる資質・能力をさらに伸ばす必要があると感じているところでもあります。

大きい2つ目の資質・能力ということで取り上げました「よりよい社会づくりのために必要な資質・能力」につきましては、自分自身が社会に貢献できるようになるという意欲を持つこと及び学級内の人間関係を築く力が、社会に出た際のコミュニケーションスキルになる要素であると捉えていることから、1ページに戻っていただきますが、上から3つ目の「人の役に立つ人間になりたい」と思う割合、また一番下になりますけれども、Q-Uのアンケート調査の結果になりますが、学級生活満足群と不満足群の割合ということを指標としていたというところがございます。

先ほどと同様に、全国学調の実施がされなかったため、今年度分では比較できないところではありますが、小学校は人の役に立つ人間になりたいと思う割合ですけれども、小学校は増加傾向、中学校は伸びが見られないという結果でありました。中学校においては、他者を思いやる心を育む体験や、ボランティア活動などの成功体験を積み重ね、社会に貢献しているという自分を実感できるようにしていくことが、さらに必要であると感じているところがございます。

また、Q-Uの結果につきましては、学級生活満足群と不満足群の割合ですけれども、小学校の満足群の割合は増加し、不満足群の割合は減少しているため、よい傾向が見られているところがございます。一方、中学校においては満足群の割合が減少し、不満足群が増加しており、さらに昨年度の実績を下回る結果となってしまったため、今後もQ-Uテストの結果をしっかりと分析し、不満足群に属する児童生徒の割合を減少するように、一人一人の個別指導に力を入れる対策を行っていく必要があると感じているところがございます。

最後に、3つ目の資質・能力の捉えとしております「社会の変化に対応できる資質・能力」については、何をどのように学ぶか、新たな問題をどう解決するかという自ら学ぶ力や問題解決能力を身につけさせること及び心身の発達に社会の変化に対応するためにたくましく生き抜く力の基礎であると捉えることとして



おりますことから、1ページに戻っていただきますが、指標としての資料は、上から2つ目の全国学調の国語、算数、数学の全国平均との比較、真ん中のところがございますが、体力・運動能力調査における達成率を指標としていたところがございます。

これらを基にしまして、今まで同様に比較をしたものでございますが、全国学調の数学、国語については小中学校ともに、国語科、数学、算数とともに、横ばい傾向でありました。しかしながら、授業については本年度より新学習指導要領が小学校で完全実施になったことに伴い、学力向上につながる主体的、多様の、深い学びを中心とする授業を意識する教師が増えてきておることから、授業改善は進んでいると考えているところがございます。

中学校においては、来年度完全実施となりますが、今後さらに充実させていく必要があると思っております。

体力・運動能力についての達成率は、小中学校ともに達成率の割合は増加して、よい傾向となっているところがございます。

6ページをご覧ください。

今後も、この基本目標、全ての子供の生きる力を育むため、3つの資質・能力をしっかりと育てていくということが大切だと考えております。

特に、先ほど課題として挙げておりました夢や目標を持って取り組む態度の育成を意図したキャリア教育の充実、Q-Uのさらなる活用による人間関係を構築する力の育成、学力向上を意図した授業の質的改善などに、重点的に的を絞って今後取り組んでいきたい、展開していく必要があると考えたところです。

後半になりますが、令和3年度に向けてということで、来年度以降の取組ということで記載をさせていただいております。それぞれの資質・能力の育成に向けて(1)、(2)、(3)と挙げてございますが、先ほどの課題等の対策を中心にして、(1)の「全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力の育成」については、自他の良さを認め合う態度の育成、夢や目標を持って取り組む態度の育成を中心に行っていききたい、今現在のところ、計画を立てなければいけないと思っております。②、③については、関連する項目が重なっている部分がございますので、一緒に記載してございますが、③として話し合い、協力してよりよいものを目指す態度の育成、④としてよりよい人間関係を構築する力の育成、⑤として学力向上対策の推進、タブレット等の配備も計画しておりますので、そういったものを活用した中での学習内容の習熟度のアップも図っていききたいと思っております。⑥として授業や様々な体験を通して得た知識を活用しながら、主体的に課題

形成に取り組む力の育成。⑦として心身の健康と体力・運動能力の向上を中心とした項目で、令和3年度、重点的に進めていけばと、今のところ思っているところでございます。

ほかにも、適正規模適正配置の検討や、地場農産物の活用推進など、安全で楽しく学ぶことができる学校環境の整備も進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。今、基本目標1についての説明がありました。全体を通してご質問等あればお願いいたします。

荒明委員 率直な疑問ですが、今年度は全国学力・学習状況調査を実施しなかったということで、指標にある全てについて実績値がなかったわけですね。ただ、指標の3点、自分にはよいところがあるとか、人の役に立つ人間になりたいと思うとか、将来の夢や目標を持っているとか、こういう指標に関しては、なぜできないのかなという疑問です。すごく大事な指標であるので、何故できなかったのかというところ疑問に思いますのでお聞きします。

学校教育課長 全国学力・学習状況調査をしないけれども、意識調査等の部分は把握できるのではないかという趣旨と思ってお答えしますが、それはできる部分でありますけれども、前年度、一昨年度までとの比較ということになりますと、比較する数値の出し方、難しいかなというところでは考えていたところでありまして、母体となる実績値というところでの比較というところで、確かな数字というところで現状のものとこれまでの統計を取ったものとの比較ということで進めたところでございます。

荒明委員 つまり、単純に集計、評価できるようなものではないということですか。

教育長 評価については、今まで全国学調の中からの質問で見ていたわけです。今年は実施できないということがまずあり、先ほど荒明委員が言うように、単純にこの項目だけ調査すれば良いのではないかという考えは、確かにできないことはないんです。しかし、調査で比較するには、やはり同じような条件のもとで調査した上で比較しないと信憑性がないということにもなりかねないので、先ほど言ったように、色々な時間の制約、他の質問との制約等がかみ合うので、全国学調の中でやることにしていて、そういった部分で単純にこの項目だけでは調査をしなかったということになります。

ほかにございますか。

高橋委員 何%という数字をすごく見やすくしていただいて、ありがとうございました。これですごく分かりやすくなったと思ったんです

が、この数字を見ていて気づいたんですが、学力の割合の示し方は、やや下回るという曖昧な表し方で、むしろ満足度のようなのが何%という示し方そのものが、違和感がある気がするんですけども、満足度とか不満足度というものについては、その人それぞれによって違うので、数字では表せない。満足しているからといって決して問題を抱えていないわけではないというところがすごく分かった、私は気づいたと思いました。

3ページの成果のところ、Q-Uテストの結果を分析して個別指導に生かしたということが成果として上がっているの、こうしたことを細かく見ていくための調査だと思ったんですね。そのための調査だから、例えば学校生活に満足していますかと言われて「はい」と言った人が何%という単純なものではなくて、質問の中から反対の意味で聞いたり、色々なところからこの結果が出ていると思うので、やはり個別指導に生かすということが一番大事だと思いました。一人一人の捉え方というのを理解して、その子の性格や個性ももちろんあるので、一人一人の考え方を尊重して伸ばしていくということが大事なのかなということに気がつきました。以上です。

学校教育課長

ご指摘ありがとうございます。

Q-Uテストというものについてのご説明を、もう少しさせていただければと思っていますが、現在市販のものになりますけれども、15問ほどのアンケート調査項目がございまして、子供たち一人一人が回答するという、学級生活に満足していますかという質問ではなく、学校の学級の中で友達とうまくやれているかという、具体的な質問が15問ほどありまして、それについてイエスかノーで回答した結果で、それぞれの子供たちの学級内での人間的な位置関係というものを、グラフ化するというテストでございまして。その結果によって、この学級に満足している子供たちが何人ぐらいいるというのが、傾向として分かるというものであります。逆に言えば、孤立しているということも、回答の中身によって分かってくるということです。

その状況がそれぞれの学級、市内180学級ぐらいございましてけれども、人間関係や教師との関係、様々な状態の中での結果として出てきます。その学級内での友達、人間関係の中での位置関係から、満足している割合というものを数字で出すという難しい作業をしているわけですが、その統計ということになりますので、全体的な一人一人の状態ということよりは、学校全体とか市内全体での一つの目安としての数字として捉えていただきたいと思っております。しかし、実際の子供たちの指導に対しては、全体的なも

のというよりは一人一人への対応ということで、各学校、各学級で担任の先生が向き合って授業しているというところです。

例えば、不満足群にいと、いじめに遭いやすかったり、不登校になりやすいという状況が把握できるので、その子に対して学校全体でどのようにケアしていくのかということ、一人一人の個別の状況について職員間で検討しチームで当たっていくというのが現状であると捉えております。

そういうことを重ねていかないと、孤立してしまったりということが解消されないこととなりますので、どちらかという、対策としては不満足群のお子さんを何とかもっと満足するような人間関係、位置関係にしていくためにはどうしたらいいかということ、各学校で指導していただいているところでございます。

そういう部分の報告については、この指標の数字としては出てこないわけではありますけれども、私どもでは一応把握はしているというところの評価ということで、記載させていただいております。

高橋委員

そうしますと、1ページの満足群と不満足群の割合が出ていて、その現状値と中間目標値と目標値というのが、令和8年には、大分先の話ですけれども、不満足がゼロを目標にするというのは無理ではないかと思えます。今、課長がおっしゃったみたいに、一つ何か問題があって、それに対して個別に当たって、その問題を解決したとしても、次の不満というのは絶対出てくるものだから、不満足ゼロはむしろ変でしょうと思えます。こういうのを数値で表すこと自体が、違和感があると先ほど申し上げたのですが、新しい不満に気づくというのもすごく大事なことだと思います。自分を見つめて自分にとって何か、不満という言い方がいいかどうか分からないけれども、ここは直したほうが良いと気づくのも大事、そこを育てていくのも大事だと思いますので、このゼロは見直したほうがよろしいのではないのでしょうか。

学校教育課長

ご指摘のところは、そのとおりだと思いますけれども、この部分、ゼロを目指すということを私どもの目標としているわけですが、目標値の設定が平成29年ということで、この部分の数字の捉え方については、しっかり検討しなければならないと考えております。

教育総務課長

今、高橋委員からありましたことにつきましては、来年度に基本計画の中間年次見直しがございますので、その際にも合わせて検討させていただきたいと存じます。

教育長

ほかにご覧いませんか。よろしいですか。

<「なし」の声あり>

教育長 それでは、基本目標3に移ります。

教育総務課長 基本目標3につきましては、8月定例会の際にご説明の部分をさせていただいておりますので、ご質疑、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

教育長 基本目標3については、前回に説明してありますので、その内容についてのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

高橋委員 今年度は、新型コロナウイルスの影響で計画していた事業ができなかったことはあると思いますが、令和3年度に向けてということで、これから新型コロナウイルスと付き合いながら活動していくというところで変わった部分がありますか。

文化課長 新型コロナウイルスの影響を非常に受けているのは、美術館になります。美術館につきましては、本年度はなかなか再開できず、3月の企画展もほぼ半分の開催になっています。その中で、美術館と協議しまして、SNSを使った情報発信をこれからは考えていかなければいけないということで、ユーチューブで美術館の紹介を始めております。今、2つ企画展、終了したものと現在開催中のものをユーチューブで紹介できる範囲で、作品の紹介であるとか、美術館の紹介をしております。そして、夏休みの工作などにも使えるような講座についても、ユーチューブで配信する工夫をしているところで、コロナが落ち着いても、この取組については重要なことだと思いますので、続けていきたいと思っております。

将棋の普及等の事業につきましても、これからはSNS等を活用してということになると思っておりますので、将棋連盟とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

教育長 ほかにございませんか。

荒明委員 質問ですが、3ページ、令和3年度に向けて文化芸術に触れる機会の充実ということで、学校とのニーズに合わせた出前美術館の開催などということで、学校等と連携を深めると書いてあります。今までも出前美術館というのは聞いたことがありますが、これまでの実績、年間どのぐらい小学校や中学校で出前美術館を開催しているのか教えていただければと思います。

文化課長 出前講座についてですが、年々減っているという状況にありまして、平成27年は6校で開催がございましたが、28年度が2校、29年度が1校、30、31年度がゼロということになっています。これについては、美術に触れる機会を設けてもらいたいというところがありますが、まずは学校や子供たちが何を求めているのかということ、よく整理しなければならぬと考えておりますので、学校教育課、学校と協議をしながら進めていきたいと考えているところです。

- 荒明委員  
文化課長 PRはしているんですか。  
例えば、小中学校の校長会等で出前講座することができますというアナウンスはしてございましたけれども、積極的な声かけは足りなかったかなとは思っています。今年は、県立美術館の移動展がありまして、そちらは美術館から積極的に働きかけをして出前教室をするということが決まっておりますので、今後も積極的に声かけをしていきたいと考えております。
- 教育長 これからは、美術館から積極的に学校に一步踏み出していくということを強めていきたいと思えます。27、28年度頃は「セピロマ展」の影響もあり、学校としても見てみたいという意識が強く、美術に関する関心が高まったということもありました。子供たちの興味関心も高めていけるような企画を色々と考えていく必要があると思っているところです。
- ほかにございませんか。よろしいですか。  
<「なし」の声あり>
- 教育長 それでは、基本目標3についてはこの程度としておきます。協議第1号についてはこの程度としてよろしいでしょうか。  
<「異議なし」の声あり>  
それでは、協議はこれで終わりたいと思えます。  
続いて、7番のその他に移りますが、教育長及び各委員からとあります。私からは特にありませんが、委員の皆様方から何かございますか。
- 荒明委員 前回の定例会で説明のあった1学期の小中学校のいじめ・不登校に関し、先生方の生の声などを教えていただければと思います。
- 学校教育課長 フリースクールの説明のところで、触れさせていただこうかなと考えておりましたが、ここで回答させていただきたいと思えます。前回の定例会でご質問があり回答できなかった部分、各学校のいじめが増加したことに対する感想ということで、まとめてございます。5月18日から学校が再開しましたが、再開当初の先生方の反応として特に顕著だったのは、今年度は学校が4月6日に開始したのですが、新型コロナの影響で一旦休業になり、リセットせざるを得なかったということで、5月18日以降が新学期の新たな始まりという捉え方で、色々な小学校から集まってくる中学校などは、新しい人間関係づくり、学級づくりをもう一度最初から始めなければいけないという形での感覚ということが、中学校での感想としてありました。そのようなこともあり、些細なトラブルなどはあったと思えますけれども、現状については落ち着いて学校生活を送られているという報告ももらっております。

認知件数の増加についてということの意見ということで、認知数の多かった学校から意見をもらっているものを読み上げたいと思います。「いじめが認知件数増加という捉え方について、一概に重大な問題であるという思いは、今のところは持っておりません。なぜならば、決していじめの発生件数というわけではなく、あくまで認知件数であるため、単純に件数の多い、少ないに関わることなく、重要なのは解消率であると考えております。実際の発生件数は、教師の目の届かないところでのより多い数字になるはずであって、ある程度の認知件数があるということは、教職員が児童一人一人の様子を丁寧に、積極的に見とることができていることの表れだと考えています。無論、氷山の一角ではあるということはあるかもしれませんが」ということです。

また、「認知件数の増減に着目するというよりも、いじめに学校や教職員がどのように向き合えたか、解消させることができたかとの点で検証することも、大切な視点ではないかと考えている」という回答でございました。

もう1校申し上げますが、「昨今のいじめは以前と比べ、多様化、複雑化しているように感じている。いじめの認知件数が増えたことは、子供たちのSOSに教職員が真摯に耳を傾け対応しているため、認知件数の増加はよい傾向であると思うと。以前であつたら、そのくらいはいじめではないだろうと流していたであろう事案にも、もしかしたらいじめじゃないかという視点で取り組むことで、いじめの早期発見、早期対応につながっていると感じている」という回答がございました。

私の説明が足りず、不十分な説明しかできなかったわけですが、前回の資料で例えば、主ないじめの内容ということで金品をたかられるというところがあつて、びっくりされたかと思いますが、内容を確認しましたところ、消しゴムを取られたとか上履きを隠されたとか、軽微なものであるということでの取りまとめの報告ということでありました。

県内の1,000人当たりの認知件数ということになりますと、平成28年の資料になりますが、福島県の場合9.9件という数字ですけれども、京都ですと96件、宮城県ですと77件ということの報告も上がっておりまして、文科省や県からは認知件数が多いから大変という認識ではなく、多くの子供たちを見とって、小さなことでもしっかりと把握して対応していくということが大事だということですので、重大な事案が隠れているということは意識は常に持ちながら、件数が多くても構わないということではなくて、件数が多い中でもしっかりとそれぞれ対応していかなければ

ならないと考えているところでございます。

以上でございます。

教育長  
荒明委員

よろしいですか。

ありがとうございました。いじめとか不登校の問題については、なかなか思うように教員自身も学級経営ができないというところが、現状だろうと思います。今後の取組の重点の中に、すごく大事なことが未然防止策あると毎年のように、例えば、人権教育を小学校の初期段階から進めていくとか、今年度の場合は、いじめの内容を具体的に説明する機会を確保するなど色々書いてありますが、こういうことが実際に子供たちを指導している学校現場、先生方にどれだけ浸透しているのかということが、すごく大事ではないかと思います。

市で作っている「なかたく」のリーフレット、子供たちに向けてや教員に向けての資料があります。私が現場にいるときも、帰りの会での子供たちのいいところを見つけ合って称賛するという、その名称は別なものでしたが、「なかたく」ってしてくださいなんて大分前から言われていたんですけども、こういうものが実際先生方には配られていると思うんですが、具体的にいいこと書いてあります。人を思いやり敬いますとか、人として恥ずかしい行いをしませんとか、それについて具体的にいろいろ書いてあるので、何がいじめかというのを一々教えるとか、そんなことしなくても日常の生活、学校生活の中で、「なかたくタイム」みたいなものを実際に行っていれば、子供たちの意識として、こういうことはいじめになるんだとか、悪いことなんだとかいうのは、もう植えつけられていくものだと思うので、中学校のように毎日は無理だとしても道徳というのは週1回、基本的にあります。そういう道徳のある日に行うとか、小学校は基本的に毎日できますけれども、毎日の地道な繰り返しというか、日々の生活の中でお互いを思いやるというか、友達のよかったところを称賛するとか、悪かったところを反省するとか、そういうことの繰り返しが一番で、学校教育の中で半分はそういう心の教育ができないと結局は教科のほうにもつながっていかないと思うので、そういうことがもっと現場で指導する先生方のところにしみ込んでいかないと、結果として、改善していくのは難しいんだなと思いましたので、「なかたくタイム」を、現場にもっと活用してほしいということ働きかけていかれたらいいかなと思います。

以上です。

学校教育課長

ありがとうございます。委員ご指摘の部分に関しては、喜多市の学校教育という毎年教職員全員に配る冊子がございますが、



その中にも人づくりの指針については記載してあり、指導して活用するように指示もしているところでもあります。また、校長会等でも、生涯学習課の取組でありますけれども、人づくりの指針ということを学校教育の中でもしっかりと取り入れてくださいというお願いをしておりますので、例えば、第一小学校等の先生から、直接報告を頂いたところではありますが、朝の会等でこの人づくりの指針を基に、子供たちに指導しているという話もお聞きしております。それを各学級でも取り入れていただいているという形でございます。

委員がお話しいただいた「なかたくタイム」、これも継続して行うようにしておりますし、褒め言葉のシャワーであったり、様々な言い方をして、各学級の帰りの会等での認め合いという時間を設けることも大事であると伝えておりますし、その時間だけでなく、やはり心の教育という部分に関しては、全教育活動の中で色々な場面で、間違った行動をしたときは正さなければいけないですし、日頃からの予防対策ということで、常に心がけるように、子供たちに話をしていかなければいけないということで、ある一定の時間だけでいいということではなく、全教育活動で行うようにということもお願いしているところでもあります。

いじめがなくなっしてほしいというのは、皆さんの思うところでもありますし、ただ現実的には、いじめはあつてしかるべきだということの視点でもって対応しなくてはいけないと思っておりますので、両面での物差しを持ちながら、校長先生たちには指導に当たっていただいているところでございます。

教育長

いじめについては文科省の方もおっしゃっていますが、件数が増えること自体は何ら気にしていない、逆に少ないほうが怖い。というのは、やはりいじめというのは、一つは本人がいじめだと思えばいじめなので、そこが難しいところで、先ほど学校教育課長からあったように、従来であればいじめとして認知していなかったような部分も今はいじめとして取り上げています。消しゴムを取られたなどは、我々がそれほど大きなことではないと思っても、実はその子にとっては重要な案件、事案かもしれないので、そういうふうに教員が対応していかなければならない。そういうこともあり件数自体もどんどん多くはなっています。

非常に重要な点は、認知後の対応の仕方で、その辺を細かく見つけながら手当てしていくという体制が、さらに強まっていけばいいなと思っております。

ほかにございませんか。

<「なし」の声あり>

教育長

(2)に移ります。事務局からということで、最初にフリースクールについて、説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、フリースクールについてご説明いたしますので、13ページから16ページの資料になりますので、ご覧いただきたいと思っております。

前回の定例教育委員会で、不登校の現状というところから本市としての対応策として、2学期以降にフリースクールを開設するとご報告させていただいたところであります。その概要が13ページからということになりますが、不登校のお子さんをこちらで指定するところを集めて、適応教室ということになりますけれども、適応指導教室として学校に来る代わりの場を開設しようとするものであります。場所については、現在のところ、喜多方プラザの会議室等を予定しているというものであります。

開設日時は、9月からということで予定はしましたが、あくまでも原則ですけれども、毎週火曜日の午前10時から午後2時半ぐらいまでという予定であります。

対象としては、不登校のお子さん、小学生、中学生が入室等を希望された場合ということで、予定しているところです。

活動内容ですが、教室を担当していただく方は、現在2名を予定しております。その方たちに子供たちを見守っていただきながら、子供たちの勉強できる居場所づくりをするということでの予定でございますが、内容的には学校の教員のように全ての教科を教えることは難しいと考えておりますので、自学自習や宿題、学校で渡された問題集等をこなす時間になると思っております。また、レクリエーションとしてスポーツ活動なども計画しているところでございます。

1日のプログラムとしては、13ページ下の日課表のように開催していきたいと思っております。

14ページをご覧になってください。

不登校のお子さん、それぞれの学校で何名かいるという現状でございますが、現在のところこの教室の希望者についてはゼロという状況です。フリースクールの開設は、不登校の現状に対応しての対策ですので、そういうお子さんがいらっしゃれば、拒むことなく受け入れたいと考えております。

そういう状況ですので、現在は各中学校に指導員の方が出向いて校長先生や担任の先生等と面談し、不登校のお子さんの情報を仕入れたりとか、保健室登校をしている生徒がおりますので、その方と寄り添って一緒に勉強したりということで、知らない人のところには誰も来ないというのは当然だと思いますので、まずは

人間関係を築いている状況でございます。

持参物等は教科書や筆記用具など持ってきていただいているということになりますが、実際入室に関する申出等頂いて、入室を決定するというにはなっておりますけれども、随時対応ということでフレキシブルな予定であります。通室した日は出席扱いということにしておりますので、学校には毎月報告する予定としているところであります。

通学方法に関しましては、市内で1か所ということで現在考えておりますので、保護者の方に送迎等のご協力を依頼したいと思っております。

このような内容で、今年度からスタートしたいと考えているところでございます。設置要綱については説明を省略させていただきますので、後ほどご覧になっていただきたいと思っております。

以上です。

教育長

フリースクールについて説明がありました。この内容等についてご質問等あればお願いします。

高橋委員

今のところは通う子がゼロということですが、そもそも民間のフリースクールのことしか頭になかったもので、それと比較してもちょっと違うかもしれないのですが、学校は行けないんだけれども、フリースクールは自分の居場所になるということが一番のメリットだと思うので、フリースクールに行き、徐々に学校の相談室に登校したり、学校の行事に参加したりして、学校復帰を目指すと書いてあることが気になっていて、これができないからフリースクールに行くんだらうなという思いがあるので、そこが疑問です。

学校教育として開催するので、やはりそれが目的になってしまうとは思いますが、民間のフリースクールもあまり詳しくは知らないんですが、学校に行けないからここが居場所だという人がいるということを知ったことがあったので、ちょっとデリケートな部分だと思いました。

もう一つは、質問ですが、これは無料ですか。民間のフリースクールはとてもお金がかかったりすることもあるので。週1回でも、親の時間的な負担というのが解放されるし、子供自身の自尊感情が高まっていけばいいので、とても期待するところです。

また、ぜひリモート、オンラインでの開催も考えていただきたいのですが、そういった計画はありますか。

学校教育課長

現在、フリースクールの開設ということで動き出したところであります。先ほどの学校生活への復帰というところは願いではありますけれども、まずは自立できたりコミュニケーションが取

れたりということが、一番ではないかなと考えております。不登校のお子さんは、一人一人状況が違うので、それぞれのケアについては学校と協力しながら、居場所をしっかりとつくってあげるということも、我々の責務であると考えております。

2つ目のリモートに関しましては、まだやっと開設したばかりということで検討したことはありませんでしたが、市として全小中学生にタブレットを1台ずつ配布するという計画でありますので、不登校のお子さんにも当然家庭で使っていただけるという状況になります。学校とのやり取りをするのがいいのか、フリースクールの担当者とのやり取りをするのがいいのか、色々検証しながら、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

教育長

フリースクールについては、今出発できたことがすごく意義あることだと思います。子どもの居場所を作ってあげるということを大前提に、そのあり方等について、さらに検討しながら進めていければ良いのかなと思います。

ほかにございませんか。

荒明委員

喜多方フリースクールの案内を見た子どもたちが、例えば集団生活になじめなくて学校に行けないという子どもだったら、自分が行ったときにそこにいる指導員の方と1対1で勉強するのか、あるいはそこに集まった人たち皆でやるのか、そういうことが見えないと思ったのでその点と、要綱には教室に指導員を置くということで、教職員経験者のほかにもそれに該当するような方々を置くということですが、人数については決まっているのですか。実際、今何名確保されているのですか。

学校教育課長

まず、子どもたちが来やすいような提示になっていないというご指摘だと思いますが、ごもっともだと深く反省しているところであります。子どもたちがいかにハードルを低くして、こういうところに参加できるのかということでの対応が必要だろうと思っておりますが、モデルにしたのが、会津若松市の適応指導教室であります。会津若松市では、鶴ヶ城のテニスコート脇の元体育館の隣に開設し、そこに指導員さんがいて生徒さんが来るという状況で、指導員と生徒さんの関係がうまくいけば、1人でも2人でもという状況であることは担当から聞いております。人数が多いと行けないとか、1人だと心細いとか、様々なニーズはあるかと思っておりますが、それぞれの対応を考えていかなければならないと思っております。

指導員に関しては、現在2名の方をお願いしているところであります。お二人とも女性ですけれども、お一人は元教員で退職さ

れた方でございます。もうお一人は民間の方ですけれども、以前子ども対応の施設にお勤めだったという方をお願いしているところでございます。他にも、候補の方はいらっしゃって、絵を教えられるとか、そういう方も確保はしております、生徒さんのニーズがどういう状況かによって応援で来ていただく形も取れるのかなと考えているところです。

教育長

これから、色々改善しながら、子どもたちのために頑張れば良いと思いますので、よろしくお願いします。フリースクールの件についてはよろしいでしょうか。

<「なし」の声あり>

それでは、続いて、生涯学習、生涯スポーツの事業体系及び推進のための官民連携の組織体系の検討についてに移ります。

説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、別冊としてお配りをしておりました資料で説明させていただきますと思います。

まず、1のはじめにでありますけれども、現在生涯学習課におきましては教育振興基本計画に基づいて生涯学習、生涯スポーツの取組を効果的、効率的に推進するため事業体系の整理検討を行っているところであります。この整理検討に当たりましては、教育委員の皆様からのご意見をいただきたいということもございまして、今回この資料を配付させていただいたところであります。

2の整理検討の趣旨でありますけれども、生涯学習、生涯スポーツの取組を効果的、効率的に推進するという観点から、現在の事業体系をより良いものにする、再編していくということを目的として、整理検討を行っているところであります。なお、この整理検討後も、再編した事業体系に基づく事業を重点的に取り組んでいきたいと考えております。

3の整理検討の手順でありますけれども、本市の現状、課題などを踏まえて今後の生涯学習、生涯スポーツの施策について、①として必要となる視点を整理し、その視点を軸に今後目標達成するために必要な事業として②の事業の方向性あるいは③の新たな事業を検討することとして進めてまいります。

今回は、この①となります必要となる視点について、説明させていただきますと考えております。

2ページをご覧いただきたいと思っております。本市の課題を踏まえた必要となる視点の検討ということで、今回この検討に当たりましては、本市の最上位計画であります総合計画に掲げられております課題、別紙の資料の2としましたA3の部分ですが、これが

市の総合計画の全体でありますけれども、これとともに教育振興基本計画に掲げられた目標を、資料1に示しました。これらを踏まえまして、法律で定められた役割、これについては資料3ページにございますけれども、生涯学習、あるいは生涯スポーツについて法律で位置づけられていたものから、総合計画に関わります各テーマにおいて、生涯学習、生涯スポーツにどのように貢献できるのかという考え方の下に、表のように整理させていただいたところであります。

テーマは表の一番左端でありまして、子育て支援から一番下の歴史、文化、芸術への関心を高め、豊かな感性と郷土愛を育むまででありますけれども、まず子育て支援で見ますと、資料2にありました大綱3の第1節に子ども・子育てがありますけれども、これについては家庭教育の向上に資する観点から、安心して子育てができるまちづくりに寄与することができるということで、今後見直しをしていくに当たって必要となる視点は、保護者が安心して子育てするための家庭教育の支援であると、現在考えているところであります。

この次のステップになりますけれども、このような視点を基に、実際取り組んでいく取組の方向性を今後考えていきますけれども、ここには現在考えられる例として示しており、子育てに関する学習機会の提供があるだろうということで、まだこれはこの次以降に具体的なものを示していきたいと思っております。

次に、保健・医療の分野について、どのようなことを貢献できるのかということでありますが、ここはスポーツ活動による健康の保持増進の観点から、健康に暮らし続けることができるまちづくりに寄与することができるということで、視点としては、健康づくりを意識したスポーツ活動の推進と考えたところでございます。取組の方向性については、記載例のようなことを現在考えております。

次に、防災についてですが、近年は災害の発生が様々起こっております。そういった状況も踏まえて地域ぐるみでの学習の必要性の観点というところから、災害に強いまちづくりに寄与することができると考えて、必要となる視点においては地域ぐるみでの防災意識の向上ということが、今後非常に重要であろうと考えているところです。

続いて、協働・地域コミュニティの分野におきましては、学校、家庭、地域住民の相互の連携及び協力を推進するという観点があります。こういったところから、地域学校の共同活動を通して、地域コミュニティの活性化に寄与することができる。なお、これ

によって男女共同参画の推進にも寄与できると考えております。それに伴う必要となる視点においては、地域全体で子ども達の成長を支える地域学校協働活動の推進と考えたところであります。

また、生活環境、自然環境におきましては、地域の自然、歴史、文化に対する理解を深めるという観点、こういうことから心豊かな生活ができるまちづくりに寄与することができるということで、視点としましては地域のすぐれた自然、歴史、文化に対する理解の促進と考えたところであります。

下の2つについては、教育振興基本計画の生涯学習部分の基本目標Ⅱ以外にⅠとⅢがありますが、Ⅰの全ての子どもの生きる力を育むにおいて、生涯学習、生涯スポーツで貢献できる部分ということで、記載の学校、家庭、地域住民の相互の連携及び協力を促進する観点から、子供たちを成長させることに寄与することができると考えておきまして、その必要となる視点については、地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動の推進と考えたところであります。

最後になりますが、教育振興基本計画の基本目標Ⅲ、歴史、文化、芸術への関心を高め、豊かな感性と郷土愛を育むに関しては、地域の自然、歴史、文化に対する理解を深めるという観点から、感性が豊かで郷土に誇りを持てる人材の育成に寄与することができると考え、視点としては地域のすぐれた自然、歴史、文化に対する理解の促進ということで、今回必要となる視点を総合計画あるいは教育振興基本計画において、生涯学習、生涯スポーツ、法的な位置づけも踏まえながら、どのようなことが貢献できるかということで、この視点をまとめてきたところであります。

今後は、事業の取組の方向性について考えていきますけれども、このような視点をまとめたことについてご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長

説明がありましたが、今日は12時を過ぎてしまいましたので、資料1と資料2も見比べながら見ておいていただいて、次回ご意見をいただくということで、委員の皆様よろしいですか。

<「異議なし」の声あり>

それでは、その他はこれで終わりますが、連絡事項で令和2年度教育委員会の会議の開催日程について説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、17ページをお開き願います。

委員の皆様には事前にご協議させていただいたところですが、10月の教育委員会定例会、当初15日で予定しておりましたが、議会の決算特別委員会が入ってまいりましたので、1週間延ばさせていただきまして、10月22日に変更させていただきたい

と思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

教育長 最後に委員の皆さんから何かありましたらお願ひします。  
よろしいですか。

高橋委員 質問です。来月に延ばすという意見交換に係る資料の中で、今回視点を検討するというお話でしたが、視点を検討して次に事業の方向性を検討し、最後に新たな事業を検討するということがよく分からなかったんです。資料1の赤枠で囲った部分が、今後変わってくるということでよろしいですか。

生涯学習課長 説明不足で申し訳ありません。令和3年度に教育振興基本計画の中間年度見直しを行いますので、それに向けて、今回、生涯学習、生涯スポーツ分野である資料1の赤枠で囲った部分について、その内容を整理検討していくということであります。

教育部長 今ほど、生涯学習課長からありましたが、来年度は資料1について全部見直します。ただ、同じくなるパターンも考えられます。今お話ししていた資料は、この中間年度見直しに向け、事業体系をより良いものにするとする観点から、様々整理検討したうえで事業を組み直したらどうかなどと考えてのものになります。学校教育課や文化課等についても点検評価の中で総括的な評価として記載してありますし、3年度に向けてというポイントでも記載してありますので、それを基に変更するかしないかは別として、全体的に見直していきたいと考えています。来年度がこの計画の中間見直しになりますので、そのような観点で作業を進めているところであります。

教育長 ほかにございませぬか。

中央公民館長 中央公民館所管のイベントにつきまして、口頭にてご報告申し上げます。11月14日、土曜日に開催を予定しておりました秋の喜多方2020長床ウォークにつきましては、喜多方市新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針に基づき協議しました結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の開催を中止いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

教育長 ほかに事務局側からありますか。よろしいですか。

<「なし」の声あり>

教育長 それでは、大変遅くなりますが、これをもちまして令和2年9月教育委員会定例会を閉じたいと思います。

終了時刻ですが、午後0時10分ということでお願ひします。

閉会（午後0時10分）



以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

四 番 委 員

学校教育課長補佐